

⑥ 消費税簡易課税制度選択届出書

提出
時期

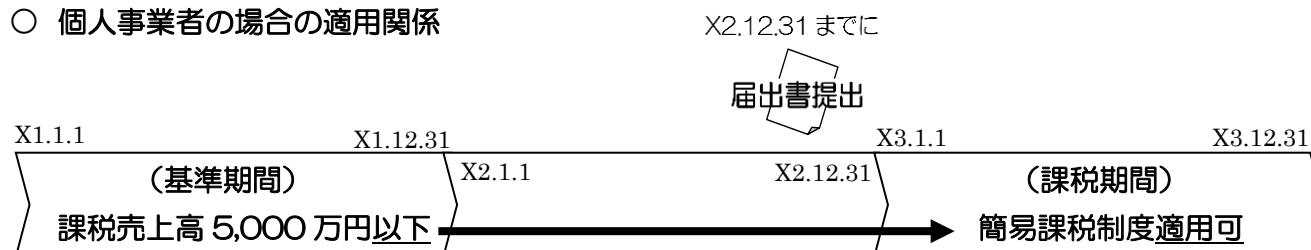
適用を受けようとする課税
期間の初日の前日まで

その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である事業者は、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、簡易課税制度を選択することができます。

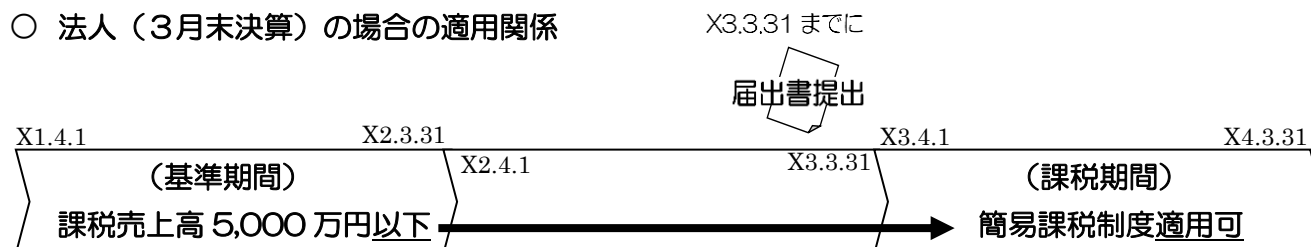
なお、新規開業等した事業者は、その開業等した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業等した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

注意 調整対象固定資産などを取得等した場合は・・・15・16ページ**注意**をご覧ください。

○ 個人事業者の場合の適用関係



○ 法人（3月末決算）の場合の適用関係



- * **簡易課税制度とは**、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。
具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に事業区分ごとに定められた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額が、仕入控除税額となります。
したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。
また、簡易課税制度を適用している場合は、課税売上高から課税仕入れ等に係る消費税額や納付する消費税額を計算することから、仕入税額控除の要件としては、インボイスなどの請求書等の保存は求められていません。
- * 簡易課税制度の適用を選択している事業者は、簡易課税制度を適用しないで仕入控除税額を計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません。
- * 簡易課税制度の適用を選択している事業者が免税事業者となった場合でも、「消費税簡易課税制度選択届出書」は効力を有しています。
したがって、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、再び課税事業者となったときには簡易課税制度を適用して申告を行うこととなります。
- * インボイス発行事業者の登録を受ける事業者（平成28年改正法附則第44条第4項の規定の適用を受ける事業者に限ります。）が「消費税簡易課税制度選択届出書」をインボイス発行事業者の登録を受けた日を含む課税期間中に提出した場合には、この届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。
- * 2割特例（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）の適用を受けたインボイス発行事業者が、「消費税簡易課税制度選択届出書」をその適用を受けた課税期間の翌課税期間中に提出した場合には、この届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。
- * 課税期間の初日において恒久的施設（PE）を有しない国外事業者は、簡易課税制度の適用を受けることはできません（令和6年10月1日以後開始する課税期間から適用）。